

平成 30 年度 第 3 回仙台市景観総合審議会 議事録

日 時	平成 31 年 2 月 4 日 (月) 14 : 00~16:00
会 場	仙台市役所本庁舎 2 階 第 3 委員会室
出席委員	稲葉 雅子委員、小林 淑子委員、杉山 朗子委員 武山 良三委員、杼窪 昌之委員、橋本 啓一委員 馬場 たまき委員、舟引 敏明委員、堀 繁 委員 吉川 由美委員
仙 台 市	都市整備局長、佐藤次長、八木次長、丹野参事兼総務課長、計画部長 道路保全課
事 務 局	都市整備局計画部都市景観課
そ の 他	国土交通省 東北地方整備局 建政部 計画管理課

【議事】

1. 開会
2. 都市整備局長挨拶
3. 会長挨拶
4. 事務局からの報告
5. 議事

〈審議事項〉

今後の景観施策のあり方について（景観施策の評価検証について）

〈報告事項〉

市道青葉山線 大橋防護柵かさ上げについて

杜の都景観重要建造物等の指定について

6. 閉会

【議事録】

1. 開会

司会 ・ただいまより平成 30 年度第 3 回仙台市景観総合審議会を開催いたします。

・本日配付しております資料について確認させていただきます。

（配布資料確認）

司会 ・本日の出席の状況ですが、高山委員、不破委員、巖委員よりご欠席の連絡を頂戴しており、委員 13 名中 10 名の出席でございますので、景観法等の施行に関する規則の規定により会議が成立しております。

2. 都市整備局長挨拶

司会 ・都市整備局長よりご挨拶を申し上げます。

都市整備局長 ・(局長挨拶)

3. 会長挨拶

司会 ・続きまして、堀会長、ご挨拶をお願いいたします。

堀会長 ・(会長挨拶)

4. 事務局からの報告

司会 ・前回の審議会以降の報告ですが、昨年 11 月 22 日に、まちの魅力を高める屋外広告物やまちの空間について考えるワークショップを開催しました。また、12 月 4 日に、東北大学雨宮キャンパス跡地の計画であるプラウドシティ仙台上杉山通の杜の都景観協定について認定をいたしました。

5. 議事 〈審議事項〉今後の景観施策のあり方について（景観施策の評価検証について）

堀会長 ・議事に入る前に2つお諮りしたいことがございます。

- ・一つは、本日テレビ局の取材が入っており、撮影をしたいということですが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。
- ・もう一つは、議事録の署名ですが、私と、梓窪委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

堀会長 ・初めの審議事項は、今後の景観施策のあり方についてです。
・前回審議会では、私から、施策の評価と景観の評価が混同しているので、まずは施策の評価をするようにとの意見を出させていただきました。事務局の作業に当たりましては、施策の専門家を入れてのブレインストーミングも有効なので検討いただきたいと提案もさせていただきました。
・今回、事務局での評価検証の作業の過程では、施策の専門家として、私と舟引委員が議論に2回参加しました。この審議会の場で改めて内容を確認し、ご意見をいただきたと思います。

事務局 ・(資料説明)

堀会長 ・委員の皆様のご意見をいただきたいのですが、ボリュームがありますの

で、まず、パワーポイントの 1 から 10 ページまでが評価検証の枠組みですので、ここにつきましてご質問、ご意見をいただきたいと思います。11 ページ以降は具体的な検証作業ですから、一つずつ切ってご意見を伺いたいと思います。

武山委員 ・確認ですが、資料で平成 21 年の景観計画策定後という部分と、平成 19 年ごろの比較が何ヶ所か出てきてますが、検証の期間として、いつからいつを対象とすると、明記したほうがわかりやすいかと思いました。

堀会長 ・検証の対象になる期間ですね、厳密にいつからというふうにはしていないかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 ・景観計画は平成 21 年施行ですので、そこからになりますが、条例による施策は平成 7 年からのものもございますので、比較的長期に見ております。ですが、今回の資料は景観計画の基準の部分が多いので、平成 21 年から現在に至るまでの評価がメインになると思います。

堀会長 ・約 10 年間の評価ということになるかと思いますが。
・またお気づきの点があれば、途中でも結構ですのでご意見、ご質問をいただければと思います。
・それでは、11 ページからの評価検証に入ります。
・まず 1 番、「杜の都」仙台の顔となる景観を有している地区における区域設定ですとか方針等の策定で、11、12 ページです。これは景観計画に基づいて地区を決めて、景観重点区域とそれから 3 地区の景観地区、青葉通、定禅寺通、宮城野通ですが、これを設定したというところです。これについてのご意見いかがでしょうか。
・次の 2 番、その設定した区域につきまして、高さ 20 メートルとか延べ面積などといった、建築等をする際に届出等の対象となる行為や規模を設定して、それに基づいて施策を行うということで、13、14 ページです。これは設定なので、これも特段、問題はないですかね。高さや面積の設定をして、それに基づいて届出がこれぐらいあって、それが全て適合していたという話でございます。

杉山委員 ・14 ページのチェックリストは、私どもに配付されているのでしょうか。検討事項のところ、マニュアルやチェックリストの見直しとありますので、ファイルに入っているようでしたら教えてください。

- 堀会長 ・これは、届出があったときに1件1件についてチェックしていくための行政側が持っているリストだろうと思いますが、景観総合審議会に出してもらっていたかという、こういう話かと思います。
- 事務局 ・チェックリストは要綱などで定めており公表しておりますが、審議会の資料には準備しておりませんでした。こちらは後ほど用意いたします。
- 小林委員 ・私は設計事務所で仕事をしており、チェックリストを書いてきた立場です。このチェックリストは、文言が曖昧なところもありましたので、具体的な方向性であるとか指示の仕方、そういったところをぜひ見直していただきたいと思いました。
- 堀会長 ・それでは、3番、眺望点からのスカイラインの維持ということで、15、16、17 ページです。特に 16 ページは、ご説明がありましたように景観計画の施行前と施行後の実際の比較がございます。
- 武山委員 ・評価のところで、目立った色彩等の建築物や、屋外広告物の乱立を抑えることができたという記載がありますが、屋外広告物、塔屋の広告物は数が数えられるのではないのでしょうか。それまでの推定の申請件数と以後の申請件数と。要するに数量化できるものがあれば、できるだけ数量で示したほうがよいのではないかと思います。
- 堀会長 ・例えば2のところで、届出件数とか通知件数があったように、数えられるものは数量で示した方がよいのではというご意見です。
- 事務局 ・数を数えるのは厳しいと思います。平成 19 年に数えていなかったこと、そして写真では判別するくらいの大きさに見えていないことがあります。資料 1、別紙 1 の 7 ページに仙台駅の西口のペデストリアンデッキからの眺めを載せておりますので、それを見てイメージを思い浮かべていただけると良いかと思います。
- 武山委員 ・そういう形でよければ、私も昔の駅前の写真も撮っていますし、実は京都では定期的に四条河原町で写真を撮っており、如実に点数が減っているのがわかります。やはり数で数えられるものは数えたほうが効果がはっきりとわかると思います。

- 堀会長 ・ 今までのものを数えるのは大変ですので、今後の見直しの一つの課題と
いうことにさせていただければと思います。
- 武山委員 ・ 仙台の写真は、私は 360 度撮影しておりますので、確認することはでき
ると思います。
- 堀会長 ・ 場所を限定して写真で判別するのであれば、できるかもしれません。必
要があれば、まさにペデストリアンデッキからのこの場所を確認すれば
よいかと思います。
- 杼窪委員 ・ 先日お亡くなりになった西澤名誉教授のお話を聞いたことがあり、仙台
の城下町は、仙台城に向かう側は全て敬意を払っているというお話で、
東北大学の正門は西側に向かつてあるし、仙台駅も西を向いています。
そんな感じですので、仙台城からのスカイラインは問題ないと思います。
広告塔もそんなにたくさんは出ていません。先ほどお話に出たように、
仙台駅から近いところの屋上広告塔がどうか、ということだと思います。
- 橋本委員 ・ 眺望点から景観を阻害していないということで総合判定は◎となってい
ますが、それは眺望点だけの話であって、やはり約 10 年前と現在の
建物の状況というのは大きく変わっております。昨今の高層マンション
など、高層の建築物もさらに増えていくだろうと想定でき、眺望点だけ
で判断をするところに疑問が残ります。眺望点によっては大きく異なる
ところもありますので、木を見て森を見ずというわけではありませんが、
さまざまな眺望点を踏まえた上で、検証をしていく必要があると感じま
す。
- 堀会長 ・ やってきた景観施策の中で眺望点の設定が少し不十分だったのではない
かという意見です。
・ 昔はやはり仙台城からの眺めは非常に重視していたわけです。この検証
作業というのは、それを通じて今後どうしていくべきなのかというこ
とを考えるための材料ですから、大いにそういうご意見をいただければと
思います。
- 事務局 ・ 資料 1 の別紙 1 の資料 3 ページ以降になりますが、仙台城跡だけではなく、
例えば 3 ページの右上の写真、これは県庁の展望室から見たときの

見え方です。次のページでは、広瀬川の見え方、それとアエルからの見え方があります。平成 19 年のときにポイントとして押さえているところについての幾つか現況の確認をしております。

- 堀会長 ・今の A 3 の 3 ページの左上のところに視点の設定があり、眺望点が 4 つございます。先ほどのご意見は、それでも足りないだろうということですから、それはまた次回以降、議論をすればよいかと思えます。
- 馬場委員 ・先ほど、定期的に、定点観察のようにして資料をためていくというお話がございました。今回、4 段階により評価をされ、どこが大変よくて、どこができているのか、そこはどちら寄りなのかなど、大変気になります。
- ・ですが、次の段階として、この P D C A のチェックのサイクルを、もう少し早くすれば、さらに仙台市の景観計画というのは動いていくのではないかと思います。
- 堀会長 ・10 年よりももう少し短期的な検証作業をしたらよろしいのではないかと思います。
- 杉山委員 ・パワーポイントの 16 ページ、別紙の 3 ページ、仙台城跡から市街地中心部を望むという、このことについての質問ですが、景観計画施行後に建てられた建築物は眺望としてねらっていたスカイラインを阻害していないので評価は◎としております。しかし「ねらっていたスカイライン」という文章だけですと、たしか、多くの緑を阻害しない、というようなことが書かれておりましたが、例えば右側の水平線の海の分量は減っているように見えるし、真ん中のところはほとんど緑が見えません。高層ビルが集積していくということは予測がついていたでしょうし、実際、高くなっているということがこの写真でもわかります。今後も集積していくのだらうと思うわけですが、実際、景観計画では、どのぐらいねらっていたのか、ねらっていたスカイラインを阻害していないというこの判断基準は何なのでしょう。
- 堀会長 ・パワーポイントの 16 ページの上をご覧いただきたいのですが、遠くに見える太平洋の水平線への配慮と、遠くに見える山並み、稜線への配慮とあります。
- 杉山委員 ・しかし、右側の 3 棟により水平線は明らかに減りましたよね。

- 事務局 ・ 補足説明をいたしますと、水平線として見える部分に建物が幾つかあり、確かに水平線が減っているように見えますが、それは、景観計画施行前に建った建物になります。景観計画施行後の平成 21 年以降で比べると、逆に言うと、黒矢印の建物以降に高い建物は出ていないので、景観計画施行後は水平線を阻害する建物は出ていないという事になります。写真上は新しい建物が建っているように見えますが、景観計画施行後の建物で見ていくと、ねらっていたスカイラインをうまく維持していると思っております。
- 杉山委員 ・ 黒は施行前ということですね。
- 堀会長 ・ 黒は、景観計画の施行前に全部手続が終わっていて、とめられないという状態ですので、景観計画とは直接関係がないと思います。
- 杉山委員 ・ そうすると、平成 19 年の写真を並べておくとうわかりにくいですよ。
- 堀会長 ・ 実際に建物が建つ順番と、手続の順番が必ずしも整合しないので、仕方がないかと思えます。
- 杉山委員 ・ 途中は写真を撮っていないということですか。
- 堀会長 ・ 事務局に、途中の写真は撮っていないのかという質問ですが、いかがでしょうか。
- 事務局 ・ 途中の写真は撮っておらず、景観計画をつくるために現況調査をした平成 19 年の写真をベースにしております。仮に平成 21 年の景観計画施行の前後に写真を撮ったとしても、その直前に工事に着工したものであれば写真上は反映されないで、タイムラグというのは生じます。資料としてできる限り正確になるように、景観計画の施行の前後について、建物 1 棟 1 棟調べた結果の評価だと思っていただければと思います。
- 堀会長 ・ 続いて 4 番、都心部の商業業務地としての賑わいや活力を演出する街並みをつくるで、18 から 20 ページまでです。今までのところは◎や○でしたが、初めて△が出てきました。お気づきかもしれませんが、要するに規制系あるいは定量系はうまくいって、誘導系とか定性系はなか

なか難しかったと、こういう評価です。

- 小林委員
- ・まさしくそのことだと思っておりました。まちを守るためのハードのところは多分できているということで◎になるのかとは思いますが、課題のところ、最後のほうに協議会みたいなのところがありました。ソフトの部分、人が関わるというところが、次に入れるべきところなのだろうと思いました。
- 吉川委員
- ・本当にステージは素晴らしいと思っています。仙台は景観がとてもいいと、さまざまな土地の方から言われます。青葉通などは、道路もきれいに整備され空地もあり、いろいろなことをやりたいような雰囲気があります。しかし、評価は△になっております。これは、景観をどこまでの範囲で捉え、評価していくか、そこがポイントになると思います。
 - ・空地で何かのイベントなどをやろうとすると、道路交通法や、道路法、また、水や電気の供給方法など、非常に壁が厚いです。仙台は、市民が何かやりたいという気持ちを持っているまちだと思います。旧市民だけでなく、都心部のマンションなどには、いろいろなところからおいでになった方々がお住まいになっており、そういう方々が、新しいコミュニティをつくりたいというような機運があると思います。しかし、何かしらの壁があってそういう動きが膨らまないのではないかと思います。
 - ・景観を所管する都市景観課だけではなく、道路、環境、福祉、文化、警察、保安、安全上の管理部門など、複数の部署が連携し、今ある規制をうまく緩和しながら、市民がルールを守って、何かおもしろいことをコミュニティのためにやっていかないと、この△が○になることはないと思います。20年前、30年前から、定禅寺通の協議会などが、みんなで定禅寺通をおもしろくしようと検討した際は、今よりルールが少なく、市民が考えれば色々できる余地がありました。しかし、その後、多くの法が整備され、市民にとってますますやりにくくなってきた状況があると思います。しかし、それをどうすればいいのかという施策がないと思います。
 - ・観光や、経済などを所管する複数の課の人たちが、景観との関係を密接にし、例えば横断的なパイロットチームをつくり、何かやりたいと思っている市民が壁をブレークスルーしていく事例をつくっていかないと、なかなか動かないだろうと思います。
 - ・評価に関しては、空間だけでなく、何かやろうとした時に、ルールや規制などあるかと思っていますので、何が阻んでいるのか、ということを見る

ことが必要ではないか思います。

- 堀会長
- ・今のお話は、基準などの問題ではなくて、市民参加をどう実現させるか、そのためにはいろいろな規制のルール、制限、そういうものがネックになっているので、その辺を見直してはいかがかという意見です。
- 稲葉委員
- ・吉川委員のご意見はすごくよくわかります。20 ページの課題の中に下線が引いてあり、その前に、「空地や通りとの連続性が確保されていても、活用されていないなど、賑わいへの寄与が全体的に小さい」とあります。これを活用するのが誰なのか、の記載がありませんが、市民、通り沿いにある企業、商店街、いろいろな方々が利用できると思います。主語を特定していくことによって活用が推進されるのではないかと思います。
- 堀会長
- ・このあたりは今後に向けて大変重要なところですので、改めて議論したいと思います。例えば、「空地を設けること」と書かれていれば、空地を設けると思います。しかし、18 ページの上の写真は、空地があるから問題になっています。では、「空地を設けること」と書かないで、「デッキやベンチ、テーブル、椅子などをたくさん置くように」と書き、そして、インセンティブ、ボーナスが与えられる、となればどうでしょうか。それらを置くようになるのではないのでしょうか。
 - ・次は5番、都心の緑との調和した街並みということで、21、22 ページです。これも事務局から説明がありましたが、量の話は一定程度成果はあるが、クオリティ、質のほうを追いついていない、うまくっていないので、そのあたりに問題があるとして△にしますという説明でした。
- 舟引委員
- ・しつらえ方の問題も大きいですし、市の技術系職員によるコンサルティングの問題もあると思います。
 - ・セットバックなどにより公開空地などをつくっていきませんが、それをどのようにつないだり、どのように使うか。デザインリレーという言い方もありますが、隣のデザインをうまくリレーしてくれると、連続性ができてきます。ですので、多少の気配りのルールのようなものは欲しいと思います。
 - ・景観一つとっても、多くの部署が関わっており、仙台市では都市整備局や建設局などでわかれており、一つの組織とはいえ、整合性がとれているのか、実は私も△のクエスチョンマークであり、うまく連携してほしいと思います。

- ・先ほど、吉川委員からもお話がありましたが、賑わいをつくるとか市民参画を推進している部署があるわけですが、そういう部署が同じ心だとか同じ判断基準のようなものを持って接していけば、うまくつながるといふこともあるかと思ひます。そのあたりの接点が一番大切なところかもしれません。
- 堀会長
- ・今後の課題にいきなり入りましたが、私も非常に強く感じております。例えば青葉通、広瀬通、定禅寺通、やはり通りですから、道路のほうの議論は当然欠かせないです。道路は抜いておいて沿道だけというのは非常に奇異な感じがします。今後、質の問題ということに踏み込んでいくときには避けて通れないと思ひています。またいずれしっかりと議論をさせていただければと思ひます。
- 杉山委員
- ・行政は道路や公園に関して、民間を先導して整備を行うということをよく目にします。しかし、景観計画になると、道路や公園は公共施設として整備するので届出は要らないという仕組みになっています。仙台は「杜の都」というように、街路樹、緑を中心にしながら施策をお考えになっておりますので、公共の部分と民間の緑、その辺の仕組みと、他部署との連携を重視して、お考えになるとよいのではないかとと思ひました。
- 堀会長
- ・では6番です。都心部とその周辺は、潤いとゆとりのある街並みをつくるということに関連しまして、23、24 ページですが、いかがでしょうか。ここも△で、こういう魅力づくりの部分はみんな△になっていますが、実は、私は△は厳しいのではないかとと思ひています。景観計画策定当時、まずは一番大事なことをやるということで、とんでもない間違いが起こらないように、規制系、定量系をやってきました。これから定性系、誘導系に入っていくので、今の我々の立場、今いるところから振り返ってみると足りないと思ひます。
- 馬場委員
- ・実績・成果の一番最後の記述について、空地や緑化の質、使われ方が、ほかの緩和を受けていないところと差がないという説明だったと思ひますが、理由としてはどういったものがありますか。
- 事務局
- ・例えば高さの緩和を使うときに、空地や緑化を求めています、数値だけで評価しており、その先の、こういう空地だったら特に優れているのでさらに割り増しをするとか、そういうところまでは触れておりません。

とりあえず数値を満足すれば緩和するという仕組みであり、当時はある程度の空地により、うまく圧迫感の軽減や景観の向上につながると考えていましたが、現場を見てみると若干差があることがわかりました。今後は質の部分の差を何とかしなくてはいけないと考えており、課題として挙げています。

- ・先ほどの説明にもありましたが、高さの緩和を使わなくても良い事例はありますので、そういうものを評価することについて課題だと思っております。

馬場委員 ・課題というのは誘導していくということですか。

事務局 ・そうです。誘導していくときに、どうすればいいのかというのはまだこれからのところで、我々も悩んでおります。

吉川委員 ・マンションができると空地ができますが、八幡のマンションの空地も、青葉通のマンションの空地も、まったく同じ景色に見受けられます。そうすると、「同じメーカーのマンションなのかな」となります。これは、一定量の空地など、数量的に設けるようになっていくからかと思えます。

- ・都市の景観のおもしろさは、例えば、狭いところに人が通れる通路があったり、本当は通路ではないのに通路になっていたところだったりします。北国などは、なるべく中を通りたいので、できるだけ屋根がかかっているビルとビルとの間を人が歩くことにより、街路が形成されているところがあります。そういった人の営みが創り出していく景色がまちそれぞれの景観を創り出します。
- ・仙台は今、均質的な空地が増えているように思うので、マンションを建てるときに、お年寄りが多い地域だから空地もこういうふうにしましたなど、その地域にあわせた工夫ができれば良いかと思えます。一番コストをかけずに何かをやろうとすると、均質的なものができてしまいうで、地域の個性に根差したアイデアを積極的に提案するようなアプローチにより、数値は外れていても、それを認めていくという行政側の寛容性がないと、△が続くのかと思えます。

堀会長 ・今のお話は、景観総合審議会だけでできるものでなく、総合設計制度の話にもつながるわけで、総合設計制度のほうにどう書かれているかで影響を受けたりします。例えば、真ん中の通路は、歩道上空地よりもインセンティブは低く、そういうものをつくれないう状況などもあります。で

すので総合設計制度の議論をしてもらわないとどうにもならないという話になりますが、そういうものがたくさんあると思います。

- 杉山委員 ・この評価△というのは、質が伴っていないという評価です。しかし、施策の評価ということで言うと、ゆとりが生まれ、空間は確保できた、ということであり、そうなる、ある程度はよかったのではないかと、とも思えます。ですが、施策の評価の段階が、次の段階に入っているのであれば、例えば、景観担当の部署の方がほかの部署の方々とどのように関わるのか、景観総合審議会がアドバイスしていいのか、そういう話になるのかと思います。質ということで考えていくと、取り組みが大きく変わるのかなと思いました。市の方も質を考えていくことを目指しているのかなと、そのように受け取りました。
- 堀会長 ・7番、旧城下町の歴史的な趣のある街並みや社寺林・屋敷林のある場所ではこれらとの調和を図るで、25、26 ページです。特にここでは東照宮の樹林がしっかりと眺望できるように確保されているということが挙げられています。
- 杼窪委員 ・景観総合審議会だけでやれる問題ではないのは重々わかっておりますが、写真では、宮町通と木町通、青葉神社は、一見良さそうに見えますが、ここは電信柱だらけで、歴史のある通りの割には「おやおや」と思う通りですので、電力やNTTの財産ではありますが、その辺を啓蒙していくというのでも考えていく必要があると思います。私は、ここは○ではなく△のような気がしております。
- 堀会長 ・8番、地域の景観のシンボルであり景観形成に重要な役割を果たしている建物で、27、28 ページです。これはできているのですが、指定の方針などが昔のものなので、この辺は見直しが必要ということで、△になっています。
- 杉山委員 ・本日、昨年度に指定された旧針惣旅館を見てまいりました。このすぐそばに看板が出ていまして「もったいない」と感じました。景観重要建造物の取り扱いは自治体によって違いますが、周辺までを考える場合と、この建物のみとして考える場合とがあります。せっかくの旧奥州街道沿いですので、看板等にも配慮し、歴史などを踏まえて、周辺も含めてお考えいただいたほうがよいかと思います。

- 堀会長 ・ 今後の課題です。
- 堀会長 ・ 続きまして、9番、自然との調和で、29、30 ページです。
- 橋本委員 ・ 市街化調整区域や都市計画区域外においては、都市計画法や農地法において法令に違反している物件や事案があることを行政側は把握していると思います。このように景観上は適正であっても、別な法令からみた場合に、違反していることがあります。そういったものに対しては景観上問題ないから施策は◎ですよ、という評価するのはいかがなものかなと感じるところがあります。
- 堀会長 ・ 実際には法令違反のものがたくさんあって、それが景観を阻害しているのではないかというご質問ですが、いかがでしょうか。
- 都市整備局長 ・ 今のご指摘ですが、市街化調整区域、都市計画区域外のところについては、法施行以前から建築されているものとの関係などもあり、実質的な違反かどうかは、判断しづらい部分があります。そのため、指導をしていく上で時間がかかっているということもございます。そのあたりについては特に景観上ということもありますが、都市計画法上の用途などの違反など、周辺に与える影響というところをしっかりと判断して、それについては景観と別のところになりますが、しっかりと指導をしていきたいと考えております。
- 堀会長 ・ それでは、10番と11番、鉄道沿線や郊外部において、街並みとの調和、連続性の配慮、通りの安らぎ、快適さ、楽しさの創出で、31から33ページです。これも定性的なところで、少し弱いという評価になっております。
- 小林委員 ・ 地区計画に関してはとても素晴らしくできていると思います。
- 堀会長 ・ 続いて12番、公共施設の整備で、34、35 ページです。後で報告事項として、前回報告のあった広瀬川の大橋について報告がございました。
・ 続いて13番、市民参加、市民協働、36、37 ページです。これは十分活用ができていない、現在休止しているものがあるということで△になっております。

- ・続いて 14 番、自主的な取り組みで、38、39 ページです。先ほど既にご意見が幾つか出ましたが、いかがでしょうか。このあたりソフト的な部分は今後の課題ということで、次回以降、深く議論される一つなのかと思っております。
- ・40 ページが検証のまとめとなります。今までのところを全て含めて全体につきましてご意見をいただければと思います。今日の事務局による大変エネルギーな検証作業のご報告につきまして全般的なご意見をいただければと思います。
- ・私のほうから改めて、途中でも言いましたが、当初の景観計画を立てたときに大きなマイナスを将来つくりたくないという観点から、規制的な内容、定量的な内容が大変多く、それに関しましては一定程度の成果があったことがこの検証作業ではっきりわかったのではないかと思います。一方、例えば賑わいづくりなど、誘導的な内容、あるいは定性的な内容、これは若干弱い部分があることが改めて明らかになったと思います。
- ・日本一の仙台市、あるいは国際的な、国際都市の中でも有数な魅力のある仙台市というところにこれから出ていく場合に、定性的なこと、誘導的なことは避けて通れないので、景観計画においても新たな局面に入っていくという印象を持ちましたが、いかがでしょうか。

舟引委員

- ・この案をつくるために、施策の専門家としてかかわってききましたので、事務局側の立場になっているところは若干ありますが、規制によって守られたか守られていなかったかというのは、規制をしなかったときにどうなっていたかということがわからないので、想像力を相当働かさないとわからないです。
- ・先ほどのスカイラインの話だけで見ると、景観計画を策定する5年前に仮にこの規制をやっていたら、もっときれいなスカイラインが残っていたはずですが、それは時期との関係で仕方がない。ですが、そのときのことを評価するという点について、今建とうとしている高層ビルが、将来、既存不適格、建て替えるときは高さを下げなければいけない、というようなことを判断しているということとなれば、かなり勇気の要ることになります。京都でもそういうことをやって物議を醸したりもしたので、そういうところはきちんと評価をして、引き続き継続してもらわないといけないと思います。
- ・仙台市は基礎自治体として総合行政ができるわけですから、同じようなデザイン、総合的な都市デザインのコードみたいなものを全体として共

有することが必要だと思えます。現在、関係する審議会だけでもたくさんあり、今のままでは無理だと思えますが、その縦割りを調整する方策をたて、基本的なデザインツールを設け、これで大体その設えはうまくいくとか、また、そこで市民活動を行うときは、これをこういうところに聞きに行ったら一元的な答えが得られるとか、そんなインターフェースをつくったら良いのではないかと、それが大きな課題ではないかと思っています。

堀会長 ・ 本日の意見も踏まえ事務局に評価検証のまとめをお願いし、さらにまた、その先の検討に入っていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

5. 議事 〈報告事項〉市道青葉山線 大橋防護柵かさ上げについて

堀会長 ・ 報告事項 市道青葉山線 大橋防護柵のかさ上げにつきまして、前回審議会でも報告をいただきましたが、作業が進み、設計がまとまったということですので、改めて報告をいただきます。

道路保全課 ・ (説明)

堀会長 ・ 以上の報告事項につきましてご質問、ご意見ございましたらお願ひします。

武山委員 ・ バルコニー部に飾りをつけるという話ですが、余計かなと思えます。今のままで十分、照明柱があつて、親柱2つ、あれで三角の構造がつくられていますので、そこに何か入れるというのはいかがなものかなと思えます。

堀会長 ・ 方形の屋根を一つ一つにつけたことについて、余計ではないかというご意見ですが、しかし、そんなにうるさい感じはしていないと思えますが。

武山委員 ・ あのCGはバルコニー部に飾りがついた完成予想図ですか。

堀会長 ・ そうです。上に方形のものがついていますね。デザインとしてそんなにうるさいものではないと思えます。

武山委員 ・ もう少し大きいものがつくのかと思ひました。

- 堀会長 ・先ほどの説明の中で、バルコニーというのは特別なところで、住民説明会でのご意見も踏まえて、差異化したいというお話があり、それに配慮しながらも、うるさくはしたくないということで、このようなデザインになったのかと思います。私はそんなに違和感を感じません。
- 杉山委員 ・大橋は、橋自体がアーチで、当時のデザインは昭和初期のアルデコのタイプだと思います。前回の審議会の際に、実際に自分で確認してまいりましたが、バルコニーでは人が留まっており、すごく親しまれている場所です。目立たないというご説明ではありますが、外から見たときに何か違和感があるとすれば少し嫌だな、そんな印象は持ちました。すごくさりげなく入れる程度でしたら、良いと思います。
- 堀会長 ・では引き続き、よく検討していただいて、良いものに仕上げてくださいたいと思います。
- 道路保全課 ・ありがとうございました。さりげない形で入れさせていただきます。
- 堀会長 ・十分さりげないと思いますが、表面の仕上げ、テクスチャーなどに違和感がないよう、そして、既存防護柵とかさ上げ部材の一体感に十分に気をつけていただき、工夫をしていただきたいと思います。
5. 議事 〈報告事項〉杜の都景観重要建造物等の指定について
- 堀会長 ・続いて報告事項の2つ目、杜の都景観重要建造物等の指定を1件追加するということについて、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 ・（説明）
- 堀会長 ・この件に関しまして、ご質問やご意見を賜りたいと思います。
- 小林委員 ・建築士会では、杜の都景観重要建造物等の指定のために、この庄子屋醬油店さんと昨年度に指定した旧針惣旅館さんの調査させていただき、資料をつくりました。東日本大震災で多くの建物が被害にあいましたが、杜の都景観重要建造物等の指定は、建物を守ることに関しての助成制度があり、皆さんの心の拠り所になるような歴史のある建物が残っていくということに関して、とてもいい制度だと思っています。今後の施策と

して残していただきたいと思っております。

- ただ、先ほどもお話がありましたが、この庄子屋醤油店さんの周辺は、この建物だけがぽつんと建っております。現在は、正面にショッピングセンターがありますが、昔は、天賞酒造さんという大きい酒屋さんがありました。今も現地に門が残されておりますが、どこにあるかわからない状態です。ですので、周囲も含めて調和する街並みをつくる、景観をつくるという方向で施策をつくっていただけたらと思います。

堀会長 ・それでは、本日の審議事項と報告事項、全て滞りなく議事が終わりましたので、事務局に進行をお戻しします。

6. 閉会